

5

地域別構想

本章では、前章でまとめた「全体構想」を受けて、本市の主要な要素である地域や拠点などの空間別に、具体的な空間づくりの構想とそれらの実現に向けた方針を示します。

5-1 地域区分の考え方

○本プランにおける地域区分は「中央地域」と「その他の地域（主要な拠点とその周辺）」の2つの区分とします。

前章にて設定したコミュニティ外周道路で囲まれる館林駅の周辺は、近世城下町から近現代の本市の中核へ変遷した歴史的背景を持っており、現在は中心市街地の再生・活性化という諸問題を抱えた商業中心の地域となっています。

本プランでは、本市の中心市街地として今後とも機能していくことが望ましいコミュニティ外周道路内の地域を「中央地域」と位置づけ、周辺地域との相互連携を考慮しながら、安全で賑わいのある中心市街地の再生を図っていくための着想や実現に向けた方針について示します。

その他の周辺地域は、都市構造図（図3-2参照）において位置づけた優良農地や居住空間の中の主要な地域や拠点で構成されており、それぞれの地域および拠点ごとに、周辺への影響を十分に考慮した着想や実現に向けた方針について示します。

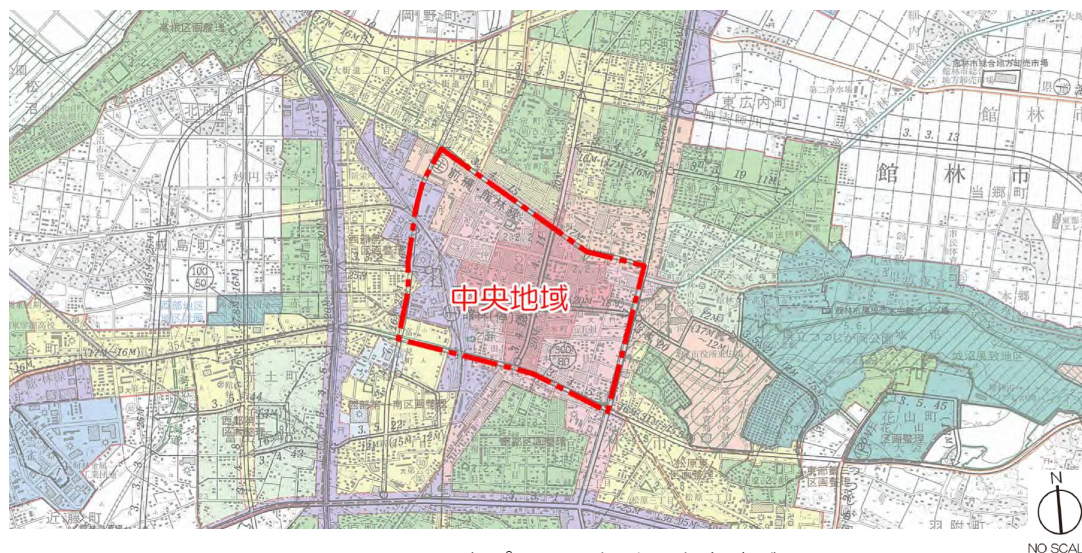


図5-1 本プランにおける中央地域

*その他の地域については、都市構造図参照

(2) 都市づくりの構想

①根幹となる市街地整備の方針

〔中央地域を形成する空間の整備〕

・沿道商業系土地利用（中密度）

本地域の中央に位置する住商混在型の地区の内、コミュニティ軸沿道については、商店街の集約および再編などを促進し、中密度の沿道商業系土地利用を誘導していくことにより、賑わいのある都市空間とすることが望めます。

沿道商店経営者などと協働のもと、本市のシンボルとなる道路沿いにふさわしい街並みの形成を目指して取り組んでいきます。

・商業系土地利用（中低密度）

コミュニティ軸沿道の後背地の住商混在型の地区については、中低密度の住商複合系土地利用を誘導していくことにより、点在する歴史資源の持つ味わいや趣きを地域住民や来訪者が感じながら散策できる都市空間とすることが望めます。

駐車場やポケットパークなどの施設整備や共同住宅の立地などを誘導していくことにより、利便性、快適性の高い居住空間とすることが望めます。

歴史の小径沿いの建物については、建替えの際の助成制度の活用による適切な誘導などにより、歴史ある都市にふさわしい街並みの形成を目指して取り組んでいきます。

・住居・商業系土地利用（低密度）

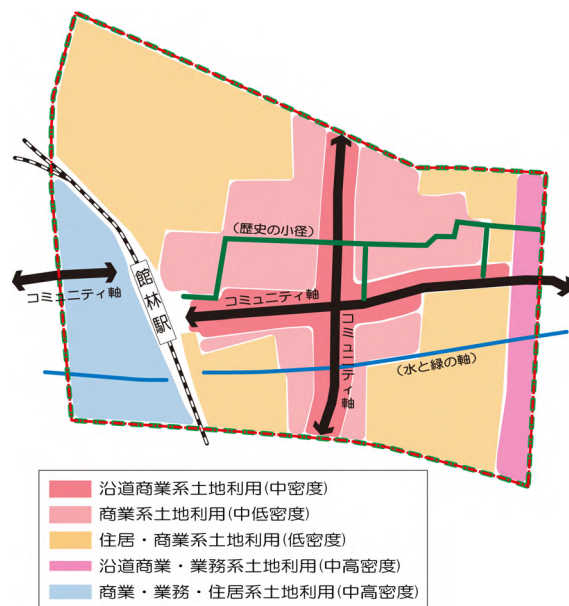
既存住宅地については、生活支援のための商業施設を今後とも維持増進していくとともに、定住人口の確保につながる共同住宅などの建設促進に資する制度の充実や低密度の住居・商業系土地利用を誘導していくことにより、中心市街地を支える利便性の高い居住空間とすることが望めます。

地域住民の発意のもと、当地域の歴史性を損なわない範囲での街区整序化や緑化を促進し、快適な居住空間を目指して取り組んでいきます。

・沿道商業・業務系土地利用（中高密度）

本市の既成市街地内を縦断する幹線道路である主要地方道 佐野行田線の沿道については、後背地の居住環境に十分配慮しつつ、中高密度の商業・業務系土地利用を誘導していくことにより、幹線道路沿いにふさわしい都市空間とすることが望めます。

後背地の居住地内へ沿道施設利用者の車が流入しないような幹線道路側への駐車場設置やオープンスペースなどの配置について沿道事業者などに働きかけるなどの取り組みにより、中央地域東側にふさわしい空間としていきます。



- ・商業・業務・住居系土地利用（中高密度）

館林駅西側については、西部第一中地区の土地区画整理事業を施行中です。

適切な用途の変更などを行っていくことにより、中高密度な商業・業務施設とその周辺の良好な住宅地の形成を図り、新しい中核にふさわしい地区としていきます。

〔中央地域の骨格となる交通軸の形成〕

- ・コミュニティ外周道路の整備

コミュニティ外周道路（34 頁、図 4-3 参照）については、都市計画道路 西部一号線の整備を進めるとともに、その他の主要地方道 佐野行田線や都市計画道路 大手町大街道線・板倉館林線などを、大型車などの通過交通の排除のための道路として位置づけることにより、住む人や訪れる人にとって安全で安心な中央地域としての都市空間づくりの支援に努めます。

- ・コミュニティ軸の整備

コミュニティ軸（37 頁、図 4-5 参照）に位置づけた国道 122 号～館林駅～市役所までの東西軸と、これと交差する都市計画道路 本町通り線・中央通り線（旧日光脇往還）の南北軸については、中央地域内の自動車系・歩行者系双方の主動線として、市内の拠点と都市機能の連携に努めていくことにより、公園文化都市の現代の顔にふさわしいシンボルとしての道路空間づくりを目指して取り組んでいきます。

- ・館林駅東西交流軸（駅前交流施設と連絡通路）の整備

館林駅については、駅舎の持つ歴史的な風情に十分配慮しつつ、多目的利用が可能な空間を持つ館林東西駅広連絡通路の整備などにより、館林駅東西地区の交流強化の支援に努めます。

館林駅東口については、市民の交流や観光の情報基地として交流センターを整備します。

施行中の西部第一中地区の土地区画整理事業にあわせて、館林駅西口の広場の整備を進め、館林駅西側地域の新しい玄関口としてふさわしい空間づくりを目指します。



〔風情のある館林駅駅舎〕

②中央地域を支える主要施設などの整備の方針

〔人々に優しい歩行空間の形成〕

・コミュニティゾーンの形成

コミュニティ外周道路とコミュニティ軸に囲まれた地域については、学校や公民館などの公共施設や自転車のネットワークを踏まえ、コミュニティゾーン^(※18)としていくことにより、安全で安心な居住環境とすることが望めます。

コミュニティゾーン内については、交通規制や狭さく（車道幅を局所的に狭める）などの自動車の通行速度を落とす工夫を行うことにより、歩行者や自転車利用者にとって安全な空間とすることが望めます。

コミュニティ外周道路沿いについては、歩行者経路やバス路線と連携した既存の駐車場の充実とともに、歩行者支援に資する手法を導入していくことにより、中央地域内への自動車交通流入の軽減が望めます。

既存道路のうち、特に重要な歴史資源や集客性の高い施設などの沿道については、周辺住民の発意のもと、車両通行区間の見直しについてなどを行うことにより、資源の保護とそれらを活用した安全で安心な歩行空間とすることが望めます。

このような空間を形成するために、周辺住民や交通管理者、道路管理者などと協働のもと、取り組んでいきます。

コミュニティゾーン^(※18)： 歩行者の通行を優先すべき居住地区などにおいて、生活道路に入り込むスピードの速い通過交通を排除し、生活環境の安全性や快適性、利便性の向上を目的とした、面的かつ総合的な交通対策を展開するまとまりを持った地区を指し、以下のような施策が挙げられます。

- ・ゾーンの境界の明示や一方通行規制などの交通規制
- ・ハンプ（路面を盛り上げたコブ）や狭さく（車道幅を局所的に狭める）などの速度抑制策

・主要な生活道路の整備

既存居住地内の主要な生活道路は、今後とも生活環境の骨格として維持増進していくとともに、地域住民の発意のもと、道路緑化や舗装のデザインなどについて工夫していくことにより、快適な居住空間を目指して取り組んでいきます。

・交通弱者に優しい道路空間の整備

地域内の既存の道路の歩行空間に対する調査を行い、歩行空間の充実や段差解消（バリアフリー化）などにより、人々にやさしい都市空間を目指して取り組んでいきます。

・歴史の小径と歩行者のネットワークの整備

歴史の小径整備、鶴生田川沿いの歩行空間の機能向上、さらに地区内の小幅員道路を活用したネットワーク化などにより、より安全で快適な歩行者空間とすることが望めます。

地域内の公園や緑地の緑資源と公民館などと連携しネットワーク化することにより、災害時の避難路として活用していくことが望めます。



〔歴史の小径事業で整備した旧鷹匠町の市道〕

・自転車のネットワークの整備

群馬県サイクリングロードネットワーク計画による主要地方道 佐野行田線、県道 板倉粕谷館林線と連携し、コミュニティ外周道路やコミュニティ軸、鶴生田川沿いを中央地域内の主要な自転車ネットワークとして位置づけ、地域内を自転車で快適に回遊できる空間とすることを目指して取り組んでいきます。

コミュニティ軸となる都市計画道路の整備や鶴生田川沿いの道路の活用により、自転車通行空間の充実に努めます。

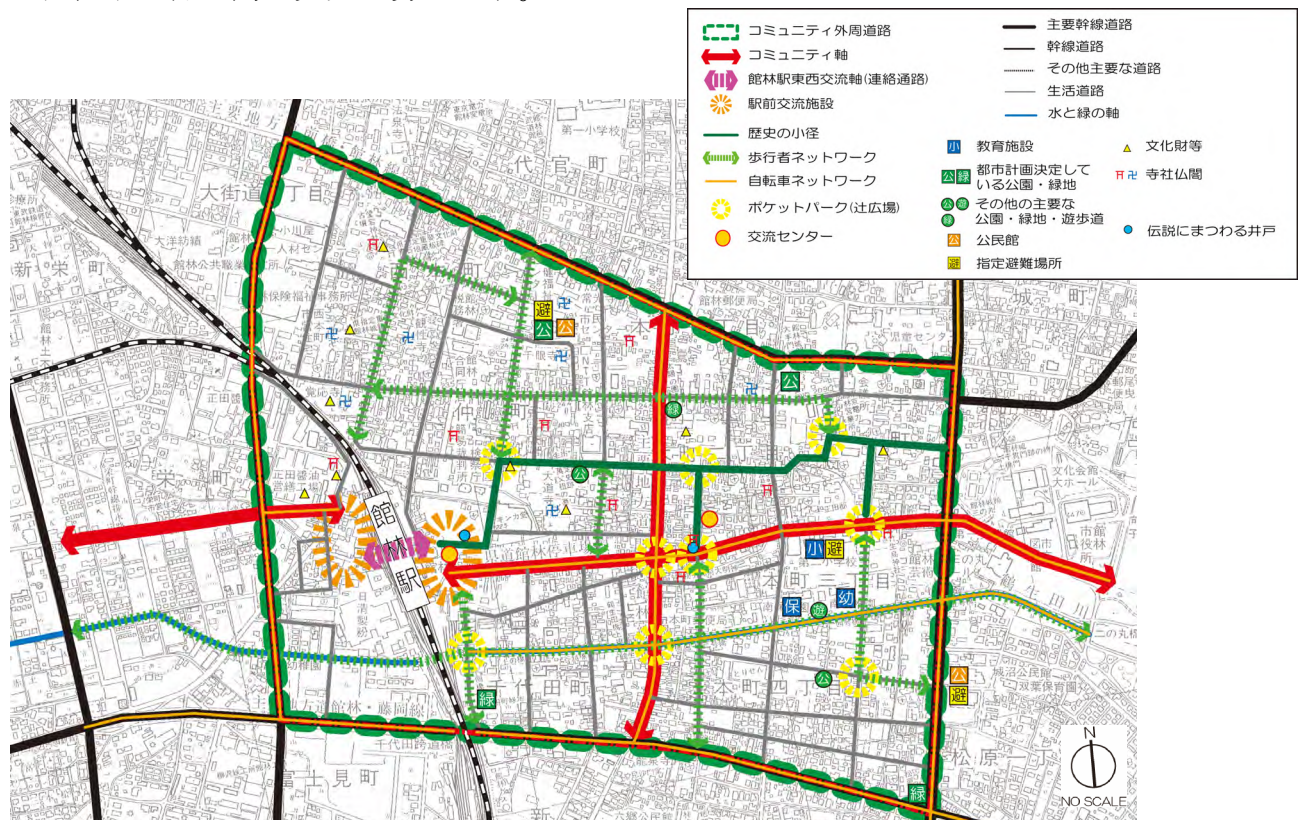


図5-3 コミュニティ空間の歩行者ネットワーク

表 中央地域の主要な既存資源

文化財など	館林城鐘、青石地蔵板碑（群馬県指定重要文化財）	都市計画公園	仲町公園、三角公園
	旧館林藩士住宅（武蔵館）、町検断の門（館林市指定重要文化財）	都市計画緑地	千代田町緑地、松原緑地
神社	生田萬父祖の墓、浮世絵師北尾重光の墓（館林市指定史跡）	指定避難場所	保健福祉センター、中部公民館、城沼公民館（中央地域東側）
	分福酒造店舗、正田醤油正田記念館、正田醤油地内稲荷神社、正田醤油6～8号蔵（登録有形文化財）	その他の公園・緑地・遊歩道	仲町2号公園（愛称：紺屋町公園）、本町四丁目ちびっ子広場、太陽の園（大辻跡・道路元標）、市立南幼稚園南遊歩道
寺・お堂	愛宕神社、金山神社、大神宮、青梅天満宮、野木神社、青龍神社、稲荷神社（旧石町）、竹生島神社、初曳稲荷神社 など	伝説にまつわる井戸	竜の井、青龍の井戸
	応声寺、大道寺、寛應寺、常光寺、観性寺、連雀子育観音、千眼寺 など	その他歴史を感じさせる建物	外池商店、旧二業見番組合事務所、館林駅舎 など



分福酒造店舗



旧館林藩士住宅（武蔵館）



旧二業見番組合事務所

〔人々の交流を支援する拠点の形成〕

・交流広場の整備

歴史の小径沿いの仲町2号公園（愛称：紺屋町公園）に加え、他の主要な公共用地にベンチやトイレなどを設置することにより、ポケットパークの機能の充実が望めます。



〔仲町2号公園（愛称：紺屋町公園）〕

旧大辻跡の緑地（太陽の園）などの既存の緑地やコミュニティ軸と歩行系ネットワークとの交差点、未利用地などについては、公園やオープンスペース（辻広場など）、自転車駐車場、休憩所などとして活用していくことにより、来訪者や地域住民のふれあい空間の充実を目指します。

公園やポケットパーク、オープンスペースについては、各施設や資源の解説や案内のための設備（サインなど）を設置することにより、地域住民や来訪者の利便性の向上に努めます。

・交流センターの整備

地域内の主要な拠点には、地域住民や来訪者に対する交流拠点の確保に努めます。

歴史の小径沿いの歴史的建造物である二業見番組合事務所は、老朽化が激しいため、補修を行い、地域の交流センターとして改修します。

前述の館林駅前の交流センターの整備（57頁参照）と合わせて、歴史の小径や歩行者ネットワークと相互連携を図ることにより、歴史の小径周辺を面的な交流空間として活用することを目指して取り組んでいきます。

〔快適で風情のある市街地を創造する施策の推進〕

・市街地内の緑化の推進

既存の緑地や公園については、既存の緑資源の維持を行うとともに、新たに整備するポケットパークやオープンスペースへの緑化を進め、緑あふれる市街地を目指して取り組んでいきます。

フラワースポットなどの導入により、既存道路における植樹が困難な場所に対する緑化に努めます。

・歴史的建造物の維持

点在する歴史的建造物については、今後とも維持増進に努めます。

未指定および未登録のもの内、重要であると考えられるものについては、所有者の意向を踏まえつつ、文化財指定および登録を行い、保護に努めます。

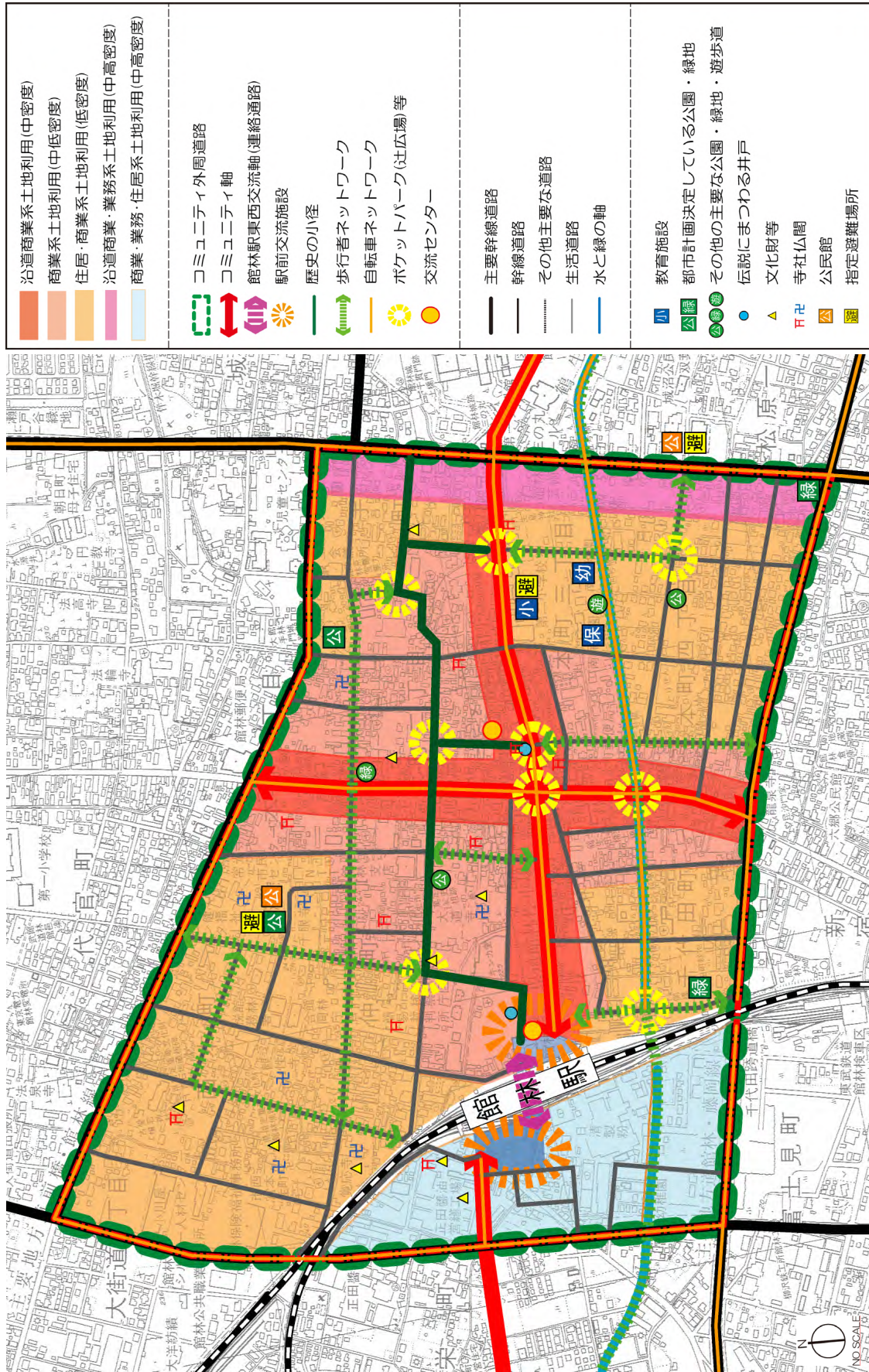


図5-4 中央地域の都市づくりの構想図

5-2-2 その他の地域（主要な拠点とその周辺地域）

（１）基本的な考え方

都市構造図にて位置づけた中央地域以外の拠点や空間について、都市づくりのテーマと目標を以下のとおり設定します。

ーテーマー

～ 居住空間と田園農村空間の永続性の確保と、主要な地域や拠点の維持増進による新たな活力の創造 ～

ー目 標ー

①人々の居住環境と田園環境の永続性の確保（全体構想にて記述）

②新たな活力の創造のための地域（空間）づくりおよび拠点づくり

周辺の居住空間や優良農地などへの影響を十分に考慮し、新たな活力の創造のために、主要な地域づくり（以下、空間づくり）および拠点づくりに努めます。

- 自然と共生した居住空間づくり
- 新たな市街化による居住空間づくり
- 幹線道路を活用した沿道型土地利用空間づくり
- 行政・文化の拠点としてふさわしい空間づくり
- 商業の拠点づくり
- 福祉の拠点づくり
- 広域交流の拠点づくり
- 産業の拠点づくり
- 水と緑を活用した憩いのある空間づくり
- 芸術にふれながらやすらぎを感じる空間づくり

（２）空間づくりおよび拠点づくりの構想

①自然と共生した居住空間づくり

・城沼周辺住居系土地利用

城沼周辺の居住地域については、低密度な住居系土地利用として今後とも用途を継続していくことにより、自然環境や眺望に恵まれた居住空間とすることが望めます。

観光資源に近接した居住空間であることから、地域内の生活道路などについては、交通規制の導入などについて沿道の住民や道路管理者、交通管理者と協働のもと、人々にやさしい道路環境を目指して取り組んでいきます。

城沼風致地区は、住居系の土地利用が中心ですが、西部の主要地方道 佐野行田線沿いや東部の商業施設集積地のように、商業系の土地利用となっている部分があります。こうした地域では実態にあった風致地区指定の見直しに取り組んでいきます。

・茂林寺沼周辺住居系土地利用

茂林寺沼周辺の地域については、低密度な住居系土地利用を今後とも継続していくことにより、自然環境と共存した閑静な居住空間とすることが望めます。

都市計画道路 茂林寺中通り線の整備により、自動車の主動線を確保するとともに、地域内の生活道路における車両通行区間の見直しなどについて、沿道の住民や道路管理者、交通管理者と協働で取り組んでいきます。



〔茂林寺沼湿原と近接した住宅地〕

②新たな市街化による居住空間づくり

・住居系土地利用（市街化区域縁辺部）

市街化区域に隣接する地区(市街化調整区域)については、土地利用の現況、骨格となる道路の整備状況、地元意向などを踏まえつつ、土地区画整理事業により、新たな居住空間とすることを目指して、市街化の編入などの計画的な土地利用を検討していきます。

・茂林寺前駅周辺地区

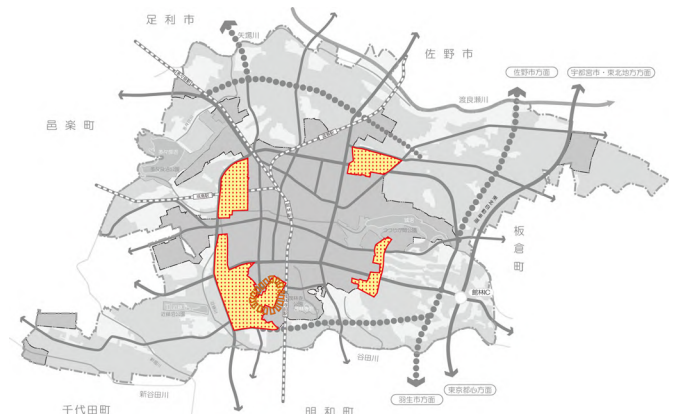
茂林寺前駅の西側では、良質な住宅地を創出するため、南部第二地区として土地区画整理事業が、構想・計画されています。

居住空間に加え、駅周辺や主要道路沿いなどに商業系の土地利用を導入することにより、駅利用者や生活者の利便性の確保に努めます。

低密度の土地利用とすることにより、茂林寺沼やその周辺の湿原などの緑豊かな空間に近接する場所にふさわしいゆとりのある居住空間を目指します。

その他、駅周辺については、駐輪場・駐車場などの施設や、キス&ライド用のスペースを確保することにより、駅利用者の利便性の向上に努めます。

このような空間形成の実現のため、地域住民と協働で取り組んでいきます。



③幹線道路を活用した沿道型土地利用空間づくり

・主要地方道 佐野行田線（市街化区域内）沿道商業・業務系土地利用

本市の既成市街地内を縦断する幹線道路である主要地方道 佐野行田線の沿道については、後背地の居住環境に十分配慮しつつ、中高密度の商業・業務系土地利用を誘導していくことにより、幹線道路沿いにふさわしい都市空間とすることが望めます。

・国道354号（市街化区域内）

沿道商業・業務系土地利用

広域的な位置づけを持つ幹線道路である国道354号の沿道については、後背地の居住環境に十分配慮しつつ、良好な沿道環境を創出するとともに、中密度の商業・業務系土地利用を誘導していくことにより、交通利便性・快適性の高い都市空間とすることが望めます。

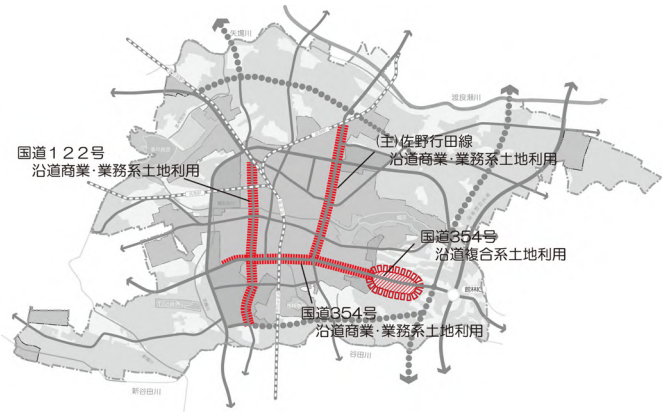
・国道122号（市街化区域内）沿道商業・業務系土地利用

国道122号沿道については、道路整備および土地区画整理事業（西部第一中、西部第一南、西部第二の各地区）を施行中です。

引き続き商業・業務系土地利用を誘導していくとともに、交流空間の充実や道路緑化などにより、快適性の高い新たな沿道空間を目指して取り組んでいきます。

・国道354号（市街化調整区域）沿道複合系土地利用

南東部の幹線道路である国道354号沿い(市街化調整区域)については、館林ICに近接する立地の優位性と地元意向を踏まえて、周辺地域に配慮しながら沿道に商業・業務系の施設が立地可能な複合型の土地利用の誘導を検討します。



④行政・文化の拠点としてふさわしい空間づくり

市役所付近に立地する文化施設周辺については、市民や来訪者のコミュニティの場としての活用が望めます。

市役所東広場については、イベント広場としての活用や駐車場の充実、館林駅からの人々の主動線については、道案内のための設備（サインなど）の設置などにより、集客性の高い地区とすることを目指して取り組んでいきます。また、景観形成の面では、隣接するつつじが岡公園とのデザインの統一化について検討します。

⑤商業の拠点づくり

・東部商業拠点

市街化区域の東部の既存商業集積地については、南北構想路線や環状道路の整備、館林ICなどの広域連携軸、広域交流拠点の整備などと連携し、市内外の人々の利用に資する



〔城沼と東部商業施設〕

拠点として、今後ともその機能の維持および増進に努めます。

城沼周辺にふさわしい景観形成に取り組んでいきます。

・西部商業拠点

市街化区域の西部の既存商業集積地については、引き続き市内外の人々の利用に資する拠点として、今後ともその機能の維持増進に努めます。

⑥福祉の拠点づくり

福祉および医療関連の公益施設（総合福祉センター、看護学校など）が立地している市西部の国道354号バイパス周辺については、進行中の計画を踏まえ、市街化調整区域内において立地可能な福祉・医療関連施設などの集積に努めます。

周辺および接続する道路などの公共施設について、バリアフリー化の推進など、利用者の支援のために取り組んでいきます。

⑦広域交流の拠点づくり

・地域振興施設の整備の検討

南北構想路線や都市計画道路 東部環状線の整備と東部商業拠点との連携を考慮しながら、隣接する板倉町との調整のもと、地域振興施設を併設した道の駅などの整備を検討し、広域交流に資する拠点となることを目指して取り組んでいきます。

・優良農地や集落の維持増進

および地域振興の推進

優良農地や集落については、生産基盤や防災空間機能の維持増進を基本とし、関係機関と調整のもと、観光農園など、地域振興に資する農地の活用を目指して取り組んでいきます。

・広域幹線道路沿道土地利用の検討

南北構想路線や都市計画道路 東部環状線の沿道については、道路整備の進捗に合わせて、後背地の優良農地や集落への影響を考慮しながら、沿道土地利用を目指して取り組んでいきます。

道路整備の際には緑化を推進し、やすらぎが感じられる道路空間としていくことを目指して取り組んでいきます。

・館林ⅠCと連携した地域交流と産業支援

本市の広域交通拠点として、館林ⅠCについては今後ともその機能について維持増進に努めます。

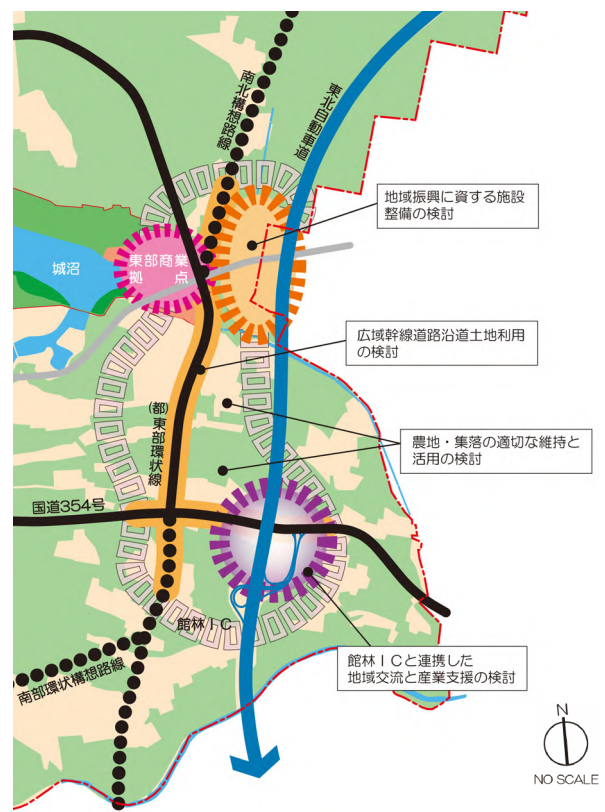


図5-5 広域交流拠点の構想図

I C周辺については、広域交通拠点としての機能を活用した、周辺地域との交流や本市の産業支援に資する施設の立地の誘導に努めます。

- ・広域連携軸の整備と活用

広域連携軸である南北構想路線や都市計画道路 東部環状線を推進することにより、広域交通に対応した機能の充実が望めます。

大規模駐車場の整備やシャトルバス^(※19)の導入など、広域交通と連携した交通結節機能を充実させていくことにより、東部商業拠点や城沼に代表される市内の主要な拠点利用者に対する利便性や連携性の向上が望めます。

シャトルバス^(※19)： 特定の近距離区間を定期的に往復で結ぶバスのことです。
主要な施設などを結ぶことにより、利用者の利便性の向上とともに自動車交通の渋滞緩和への寄与が期待できます。

⑧産業の拠点づくり

- ・生産流通団地の維持増進

既成の工業地（北部、北部第二、東部、近藤、鞍掛第一）や流通業務地（野辺）については、交通環境の整備などによる支援を行いつつ、需要の動向に応じて、周辺の環境への影響を考慮しながら、開発行為による近接区域への拡大についても視野に入れて、既存の団地機能の維持増進に努めます。

市街地内に混在する工場のうち、条件が整ったものについては、引き続き工業用地へ誘導し、生産流通機能の集約に努めます。

渡瀬南部産業団地については、主要地方道 佐野行田線沿いという立地特性をいかすため、多面的な機能が導入可能な土地利用を想定します。

近藤町の工業団地については、近接する呂楽町の工業団地などと連携し、国道354号側の都市的土地利用地における流通業務機能の導入を支援することにより、機能の補完・強化に努めます。

- ・谷田川北部土地改良事業区域内の非農用地の整備

土地改良事業により創設された非農用地については、多面的かつ適切な開発を目指して取り組んでいきます。

将来的には、南部環状構想路線の実現により、広域交通の機能をいかした道路利用に対する利便性の向上が望めます。

⑨水と緑を活用した憩いのある空間づくり

- ・4つの沼を中心とした公園の維持増進

4つの池沼（城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼）を中心とした公園とその周辺については、引き続き自然環境を保全していくとともに、親水空間の中で人々が憩える場として維持および充実に努めます。

城沼、多々良沼、茂林寺沼とその周辺については、自然的な景観の保全を目的として、風致地区指定制度を継続していくとともに、この制度が有効な区域については、指定を目指して取り組んでいきます。現在の指定地内の風致の趣旨にそぐわない区域については、その変更などの調整に努めます。

